

## 燃料類の適切な保管

燃料類は、消防法等で定められている保管方法や取扱い手順を遵守するとともに、食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した適切な保管が必要です。

### 取組事項

- ・ 燃料油の容器は専用のものを使用し、専用の場所に保管する。
- ・ 保管場所には、消火器を備え、火気厳禁とするとともに、鍵をかける。
- ・ 貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置するなど、漏出した場合の対策をとる。
- ・ ガソリンを室内で保管する時には、常に換気する。
- ・ 燃料の近くでは、火花を発生する工具等を使用しない。

燃料を不適切に保管すると、燃料が漏出し農産物汚染による食品事故や火災による労働災害、土壌や水質汚染を引き起こす原因となります。このため、適切な容器を使用し、保管庫等の条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を整備します。

所轄の消防署にも、適切な保管数量か、保管方法に問題がないか、指導を受けましょう。保管量によっては、自治体、消防署に届出が必要な場合があります。所轄の消防署に適切な保管方法、有資格者の配置等について確認してください。

また、燃料漏出の備えとして、防油堤の設置や吸着シート、砂の用意などの対策が必要です。

さらに保管場所は火気厳禁とし、内容物にあった保管容器の使用（例えば、ガソリンは金属容器に入れ、ポリタンクは厳禁）を徹底し、消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理しましょう。

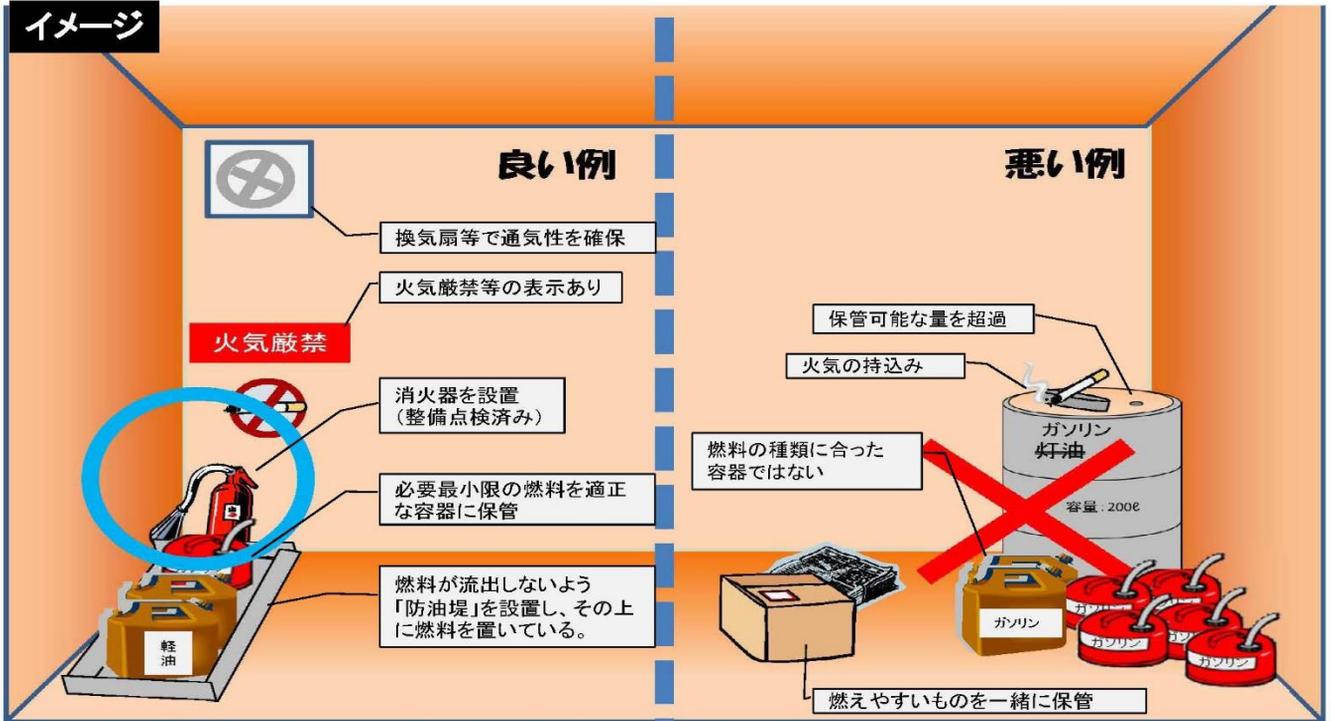
同様に、石油類に該当する危険物（剥離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等）も、定められた保管方法を遵守し、適切に管理しましょう。

### 【燃料の保管・管理】

- (1) 定められた適正な容器を使用し、専用の場所に保管する。
- (2) 保管場所は、火気厳禁とし、関係者以外が立ち入らないようにする。
- (3) 漏出や火災に備え、消火器や砂などを揃える。
- (4) 市町村で定めている貯蔵設備の位置・構造等の基準を確認し、防油堤や溝を設置する。
- (5) 定期的に貯蔵設備を確認し、使用しない時はバルブを確実に閉めておく。

# ■室内での燃料油保管の例

## イメージ



左の写真のように燃料を飲料容器に移し替えてはいけません。

右の写真のように、燃料容器の口を密閉せず、転倒防止措置等も講じていないと床の汚染や火災の原因になります。

図1 不適切な燃料の管理①



大量の燃料を一か所に保管するのは危険です。市町村が定めている基準を確認し、消防署等の指導を受け、適切に保管します。

図2 不適切な燃料の管理②

出典：農林水産省国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)

### 【根拠法令等】

- ・消防法(昭和23年法律第186号)
- ・農作業安全のための指針について(平成14年度農林水産省通知)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年度農林水産省通知)



## 規範項目 29

## 環境

## 温室効果ガスの削減に資する取組の実施

農業は、国土や自然環境の保全などの多面的機能を有していますが、化石燃料や電力を過剰に消費すれば、温室効果ガスが増加し、地球温暖化などの環境負荷につながります。エネルギーの使用について、常に節減を心がけることが大切です。

## 取組事項

- ・ 機械・装置・器具等の使用前後の点検・整備、清掃を適切に実施する。
- ・ 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わないなど、適切な温度管理を実施する。
- ・ 機械の運行日程の調整など、効率的な機械運転を実施する。
- ・ 不要な照明は消灯するなど、電力消費を削減する。
- ・ 機械等の更新時には、エネルギー効率の良い機種を選択する。

エネルギー使用を節減することは、地球環境への貢献に加え、燃料費の節減等の経営面へのプラスの効果も期待できます。このため、機械の点検・整備や効率的な稼働などを通じて、積極的にエネルギー使用の節減対策に取り組みましょう。

## 【機械・装置・器具等について】

## (1) 点検・整備、清掃

機械等は、不具合を有していたり、汚れが付着していると、エネルギー効率が悪くなります。使用前後の点検・整備、清掃を行い、不具合や汚れは除くようにしましょう。

## (2) きめ細やかな運転

加温は、上げる温度幅を少なく、温度ムラをできるだけ抑えることで、より効率的なエネルギー使用ができます。乾燥についても同様で、生育に必要な温度や水分含有量等を考慮し、きめ細かに行いましょう。

## (3) 作業手順の効率化

作業手順や行動線を整理し、できるだけ効率的に行うことがエネルギーの節減につながります。

## (4) 機械等の更新

必要とする機能や能力を満たす条件の中で、できるだけエネルギー効率の良い機種を選択しましょう。

## 【新エネルギー】

バイオマス、太陽光等の新エネルギーについては、施設費などの追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮した上で導入を検討しましょう。

■ 農業機械の省エネ利用のための保守点検のポイント



エンジンの保守点検の例(トラクター、コンバイン等)



走行部の保守点検の例(トラクター、コンバイン等)



作用部の保守点検の例  
(トラクター作業機、コンバイン等)

乾燥機の燃焼部の保守点検の例(穀物乾燥機)

出典:農林水産省「農業機械の省エネ利用マニュアル」

【根拠法令等】

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成16年度農林水産省通知)
- ・みどりの食料システム戦略(令和3年度農林水産省公表)



## 規範項目 30

## 環境

## 廃棄物の適正な処理

農場から出る廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、適正な処理が義務付けられており、野焼きなど不適切に処理することは、法令で禁止されています。

## 取組事項

- ・ 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分する。
- ・ 廃棄物の処理は、資格のある産業廃棄物処理業者に委託するか、地域の回収処理システムを利用する。
- ・ 廃棄物の不適切な処理・焼却は行わない。

農業生産活動で発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」)」に基づき、産業廃棄物及び一般廃棄物に分類されます(右ページ参照)。

産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者等に処理を委託します。不法投棄や猛毒のダイオキシンが発生しやすい野焼きなどの不適切な処理は絶対に行わず、排出事業者の責任において、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

なお、農業用廃プラスチック類については、地域における組織的な回収システムを利用し、適正な処理を行いましょ。

## 【農業用廃プラスチック類の地域回収に係る留意点】

## (1) 分別の徹底

塩化ビニルフィルム(農ビ)、ポリオレフィン系(農PO、農酢ビ、農ポリ)など種類別に分別するとともに、飛散防止に使われている金具等や、土砂、金属などの異物は取り除く。

## (2) しっかりとした梱包

ハウスから取り外した被覆資材や肥料の空袋など、同種類のものにまとめ、20kg程度の大きさでつづら折りにして2~3カ所を縛る。

なお、分別や梱包方法の詳細は、各地域で異なるので、農協等に確認してください。

## 【廃農薬の処理】

農薬は必要な量を購入し、使い切りが原則です。やむを得ず農薬が残った場合には、農協や購入先の事業者を通じて農薬メーカーに処分を依頼するか、または、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託します。

## 【廃棄物の処理に関する記録】

産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で記録を管理する必要があります。

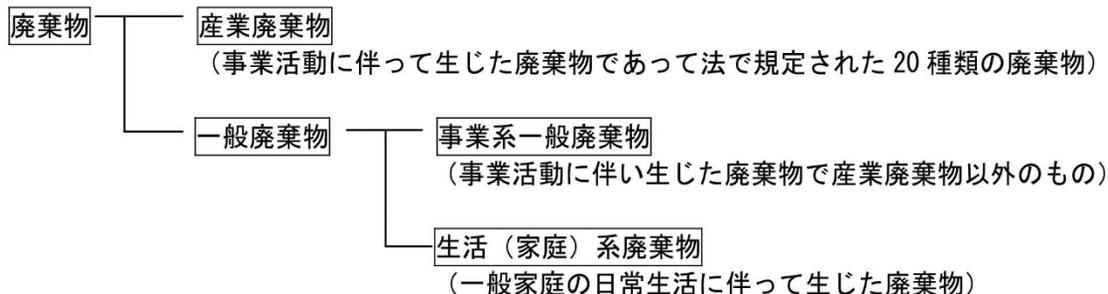
- (1) 個人で処理を委託した場合、マニフェストの運用、保存は個人が行います。廃棄物の種類、数量、処理業者等を必ず記録しておきましょう。
- (2) マニフェストによる記録は、法令で5年間保存することが義務付けられています。
- (3) 地域回収等、農協を通じて処理を委託した場合、マニフェストの運用、保存は農協が行います。

## 【不法な処理の禁止】

廃棄物の不法な処理をした者(未遂含む)は、次の罰則が課せられます。

- (1) 野焼きをした者:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科
- (2) 不法投棄をした者:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科(法人に対しては3億円以下の罰金)

## ■廃棄物の分類

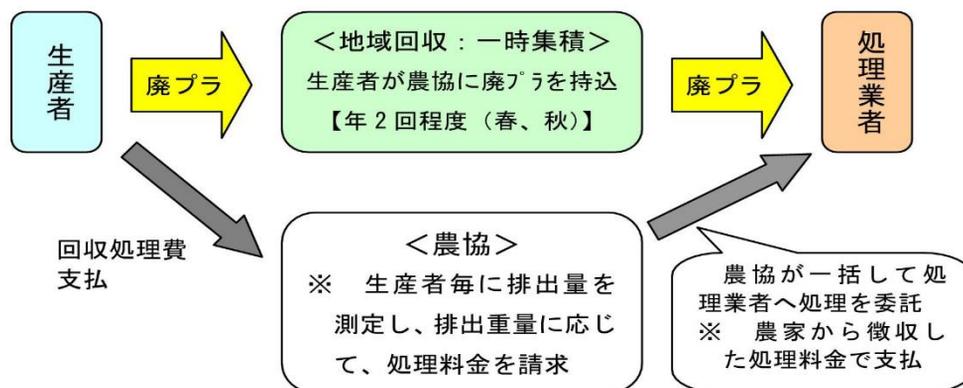


注: 特別管理産業・一般廃棄物は省略

## ■農業生産活動で発生する主な廃棄物の区分と種類

産業廃棄物(法令で規定)	事業系一般廃棄物
<ul style="list-style-type: none"><li>・農業用廃プラスチック類 (ビニルハウスやトンネル、マルチ等の被覆資材、ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の空袋・容器等)</li><li>・廃農薬(期限切れ農薬等)</li><li>・釘、針金、ビニペット、鉄管</li><li>・機械部品、廃油</li><li>・ハウスの廃資材(鉄骨等)など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・紙類、段ボール類、木材</li><li>・作物残さ(摘葉、栽培終了後の株等)など</li></ul>

## ■農業用廃プラスチックの地域回収システムのイメージ



農協毎に回収時期や回数等が違いますので、事前に確認するなど適正な処理を行いましょう。

## 【根拠法令等】

- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年度農林水産省通知)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

## 規範項目 31

## 環境

## 周辺住民や環境への配慮と対策の実施

住宅地に近接する農地において、騒音、振動、農薬散布等の作業を行う際は、周辺住民の理解を得るための配慮と事前周知を含めた対策を適切に行うことが必要です。

### 取組事項

- ・ 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙、埃、有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施する。
- ・ 騒音、振動、農薬散布等の作業前には、周辺住民等に対して十分な周知を行うとともに、通学時間帯を避けるなど、周辺住民等に影響の少ない作業時間を設定し、作業を実施する。
- ・ 騒音・振動等が懸念される作業時には、立て看板等により周辺住民等が立ち入らないよう配慮する。
- ・ 規範項目46に基づき、農薬の飛散防止措置を講じる。

#### 【作業の事前周知】

事前に周辺住民に対して、作業の目的、作業日時等について十分な周知に努めましょう。特に、近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。

#### 【作業時間】

近隣に学校、通学路等がある場合には、通学時間帯を避けるなど、周辺住民が活動する時間を踏まえ、作業の時間帯を最大限配慮しましょう。

#### 【作業場所への立入禁止の配慮】

立て看板の表示等により、作業員以外の者が入らないよう配慮を行いましょう。

#### 【農薬使用等への配慮】

病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい環境づくりに取り組むとともに、周辺住民への丁寧な情報提供を行い、周辺住民と良好な関係が維持されるように努めましょう。



## 有害鳥獣による農作物被害の防止

近年、鳥獣による農作物被害が、中山間地域を中心に深刻化しています。このため、効果的な侵入防止柵の設置や農作物残さを放置しないなど、鳥獣を引き寄せない対策の実施が必要です。

### 取組事項

- ・ 集落ぐるみでの有害鳥獣を引き寄せない取組みを実施する。
- ・ 侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施する。

鳥獣被害対策に「これさえすれば大丈夫」といった特効薬はありません。野性鳥獣を「近づかせない」、「侵入させない」、「捕獲する」等の対策を総合的に取組むことで、効果を持続することができます。また、地域ぐるみで取組むことで対策の効果は高まります。

### 【被害防止対策の手順】

#### (1) 集落みんなで勉強

野生鳥獣の生態や習性を知り、何が野生鳥獣をひきつけるかを集落のみんなで理解することが重要です。普段の行動を見直し、餌付けがないか？人馴れを進めていないか？を考えて見ましょう(図1)。

#### (2) 近づかせない(生息環境管理)

野生鳥獣にとってエサ場としての価値が低くなるように、農地や家の周りの環境を改善していきましょう。集落の近くのヤブは野生鳥獣の隠れ場所となります。また、収穫しなくなった野菜や果樹などの農作物残さは野生鳥獣のエサとなりますので、放置せずに除去しましょう。

#### (3) 柵で囲って、追い払い(被害防除)

農地を柵で囲うことは有効な対策です。また、追い払いには、野生鳥獣をその場から追い払う短期的な効果と、「集落は危険な場所である」と学習させる長期的な効果があります。

#### (4) 捕獲(個体数管理)

捕獲は短期的には有効な対策です。しかし、野生鳥獣にとって魅力的なエサがある限り、集落に来て被害を起こします。他の対策と組み合わせて実施しましょう(図2)。

## 【被害防止対策実施の際の注意点】

- (1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、自己所有地内であっても、野生鳥獣を捕獲するためには有害鳥獣捕獲の許可又は狩猟の登録が必要となる場合がありますので、捕獲を行う際は市町村に相談してください。
- (2) 電気柵は、植物が接触することで漏電するので、草刈りなど定期的な管理が必要です。
- (3) 鳥獣を含めた周辺の動植物の生息状況の把握に努めるなど、生物多様性の保全にも配慮しましょう。

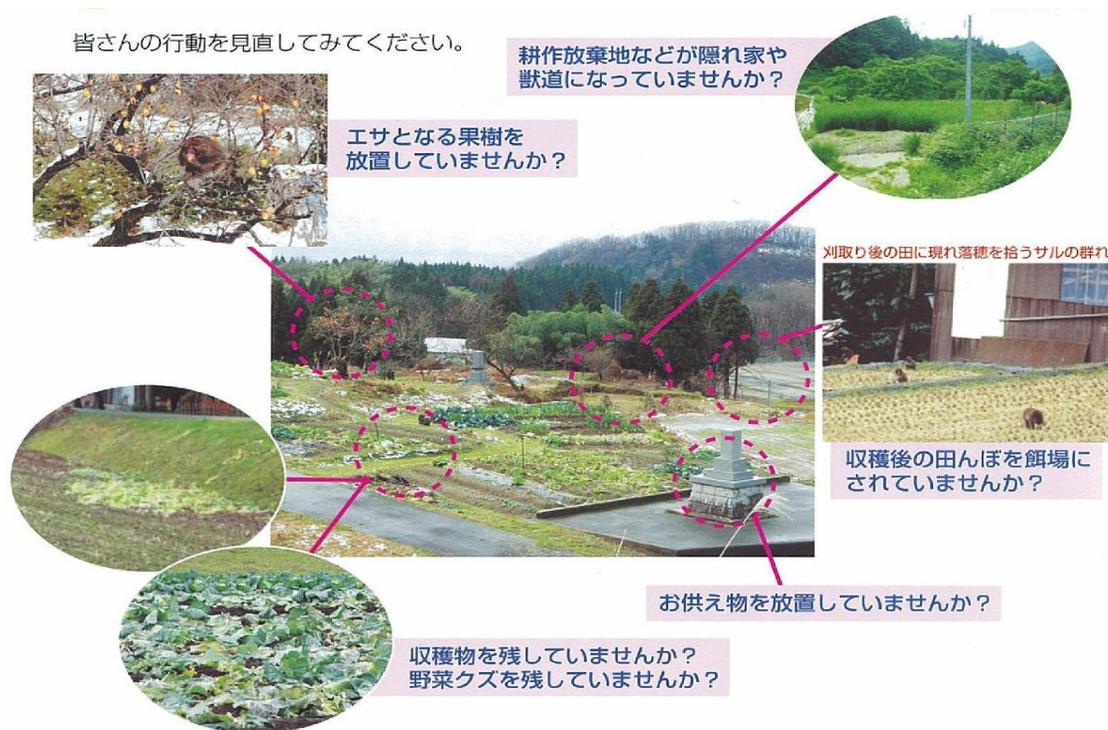


図1 生息環境の管理ポイント(イメージ)



図2 総合的な防除対策(イメージ)

## 【根拠法令等】

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年農林水産省告示第254号)